



水田農業構造改革と地域ビジョン

中央農業総合研究センター

農業経営研究チーム

梅本 雅



報告の構成

- 問題意識
- 転作受託の展開と担い手育成を重視する地域ビジョン
- 集落型経営体の育成と構造改革
- 生産調整不参加者増加の可能性と関東南部地域の水田農業ビジョンの現状
- 水田作経営の収益性の現状と米価下落の影響
- 水田農業構造改革の条件



米政策改革の特徴

- 数量配分方式に転換。2008年には農業者・農業団体が主体となるシステムに移行
- 産地作り推進交付金など地域の自主的判断による助成体系の設定が可能となる
- 特定の経営体のみを支援する担い手経営安定対策を導入。また、集落型経営体として集落営農組織を担い手として位置づけ



米政策改革の基本的論点

- 米の供給調整と水田農業の構造改革とを同時に追求
- 但し、今回の生産調整方式と水田農業の構造改革とはその内在的なメカニズムとして直接連動するものではない
- 生産者の自主的判断を尊重する生産調整への転換と、水田農業の構造改革という、質的に異なり、反作用も生じかねない事項を両立させるものとして期待されているのが、地域水田農業ビジョンの作成とそれに基づく産地作りの推進
- したがって、地域の取り組みにおけるその2つの要素を両立させる条件、すなわち、地域水田農業ビジョンの中での構造改革の条件をどう見出していくかが課題



論点

地域レベルにおける水田農業の構造改革を左右する要素

- 転作受託の存在とそこでの助成金の配分方法のあり方
→生産調整と構造改革とをリンクさせる経済的条件
- 構造改革に向けて何を政策的助成の対象とすべきか
- 米価下落の可能性と価格下落条件下での担い手形成の可能性



課題の限定

- 転作受託と助成金の配分のあり方
- 集落型経営体の育成等に係る問題点
- 水田作経営の収益性と米価下落に対する経営の安定化の可能性

について、3つの特徴的な地域の水田農業ビジョンとそこでの米政策改革に向けた取り組みを素材に検討

転作受託の現状

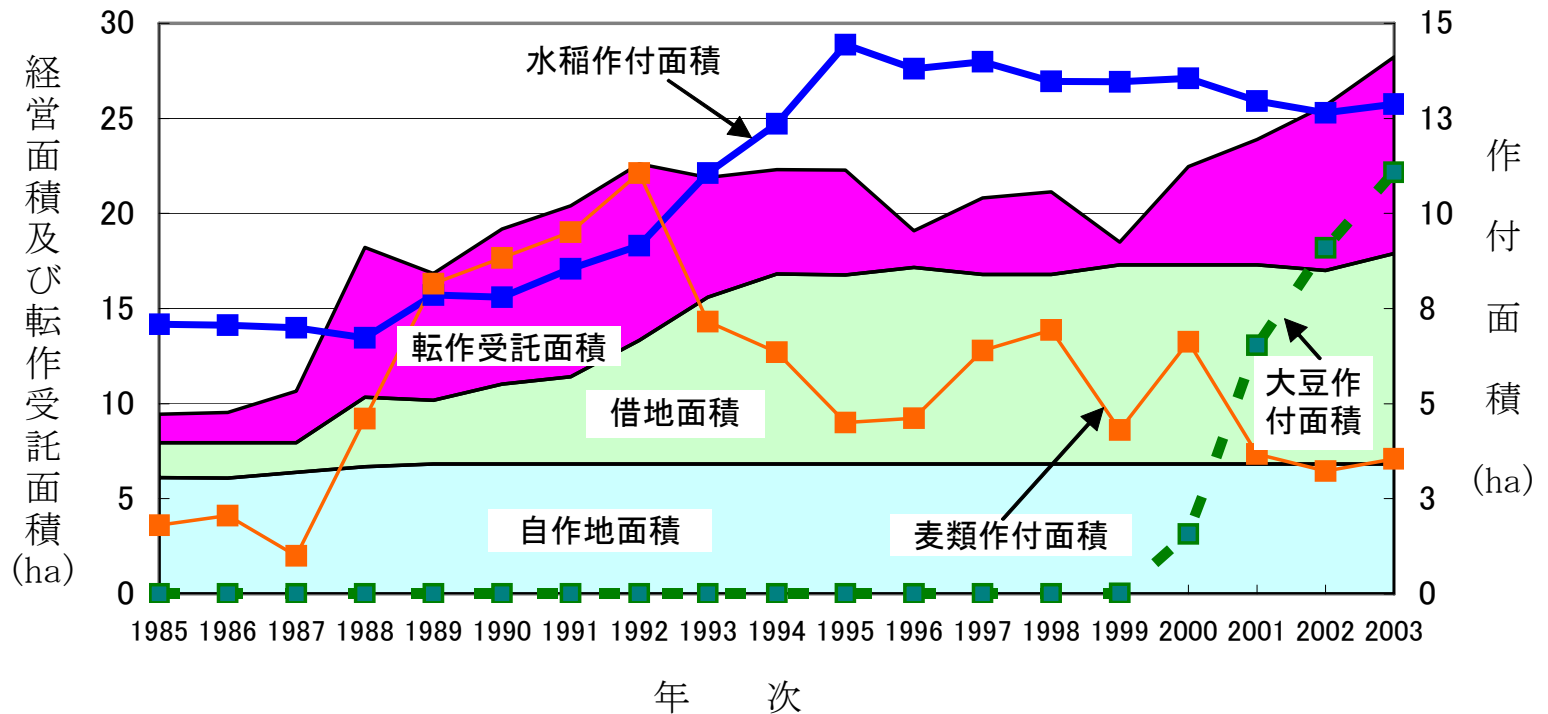


図1 転作受託面積の実態とその推移

資料:後述するA市に所在する大規模水田作経営への聞き取り調査に基づき作成。

表1 大規模大豆作経営・受託組織の概要

事例	構成戸数	土地(ha)		労働力(人)				稲麦大豆作付面積(ha)				大豆作業受託(ha)				
		経営耕地面積	転作受託地	男子	女子	常雇	オペレーター	水稻	麦	大豆(2000年)	大豆(2001年)	全作業	耕起碎土	播種	防除	収穫
A	1	13.5	3.4	1	1			13.5	6.9	1.3	6.6					
B	1	20.0	18.0	2	1			19.2	0.0	21.0	25.2					
C	1	26.0	21.1	2	1			20.1	0.0	53.0	*	21.1				
D	1	40.0	0.0	2	1			32.0	1.2	7.0	*					
E	1	28.2	11.0	1	1	0		17.1	11.1	6.6	12.2	5.8				
F	1	10.3	14.0	2	1			10.3	0.0	14.0	22.1					
G	1	18.8	9.6	2	1			19.6	9.0	9.0	*					
H	1	16.3	1.3	2	2			8.5	0.0	8.0	10.0		1.0			
J	1	12.2	0.0	2	1			6.0	14.5	6.2	*					
K	3	15.2	18.5				3	27.5	18.0	11.5	*	11.5	11.5	11.5	11.5	25.5
M	1	15.4	0.0	2	2	4		14.0	10.8	15.0	*	15.0				
N	3	40.0	0.0	4	2			14.0	10.2	8.2	9.0					0.8
P	1	13.7	14.0	12				9.0	11.3	14.0	18.4	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
Q	3	40.0	155.0	11		26		40.0	100.0	155.0	177.0	155.0				
R	4	172.0	0.0	4			11	19.3	48.5	28.5	*	45.8			45.8	45.8
S	5	11.3	28.0	5	5	0	5	11.3	0.0	2.8	34.8	28.0				
T	76	0.0	25.0				11	0.0	0.0	25.0	25.5			25.0	25.0	25.0
U	6	0.0	13.5				6	9.0	0.0	0.5	*	13.5				
V	20	0.0	0.0				20	0.0	4.5	4.0	4.4	4.0				
W	52	32.0	0.0				6	15.0	20.8	16.0	22.0	16.0				
X	89	127.8	0.0				278	0.0	0.0	48.0	93.5			48.0	48.0	48.0
Y	24	25.0	0.0	27	19			18.8	4.4	6.2	6.8					
Z	103	97.1	0.0				9	84.0	49.2	30.9	*		30.9	30.9	30.9	30.9



転作受託の評価

- 水田作経営における麦・大豆作等の面積拡大を可能とし、機械施設の操業度向上や労働配分の平準化、多角化によるリスク分散など様々な経営的メリットを生じさせた。
- 地域農業の担い手として認知される状況を生み出した

転作受託の問題(1)

- 経営地のように耕作権を持たない
- 地域でブロックローテーションがなされていても、転作負担の平等化を前提とする作付体系が一般的

表2 大規模大豆作経営・受託組織における水田作付体系及び土地利用調整の状況

事例	経営組織類型	地域	作付体系のタイプ			土地利用調整	
			転換田期間の構成	転換畑期間の構成	輪作年数	団地化	ブロックローテーション
A	個別経営	岩手	稲単作	麦・大豆2年3作型	複数年方式	無	無
B	個別経営	富山	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	有
C	個別経営	石川	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	有
D	個別経営	石川	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	無
E	個別経営	長野	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	無	無
F	個別経営	茨城	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	無	無
G	個別経営	栃木	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	無	無
H	個別経営	岡山	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	無	無
J	個別経営	福岡	稲・麦2毛作	大豆・麦2毛作結合理型	1年方式	有	有
K	共同経営	宮城	稲単作	麦・大豆2年3作型	複数年方式	有	有
M	共同経営	長野	稲単作	麦・大豆2年3作型	複数年方式	有	有
N	共同経営	茨城	稲単作	麦・大豆2年3作型	複数年方式	有	有
P	共同経営	群馬	稲・麦2毛作	大豆・麦2毛作結合理型	複数年方式	有	有
Q	共同経営	岐阜	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	有	有
R	受託組織	福岡	稲・麦2毛作	大豆・麦2毛作結合理型	1年方式	有	有
S	受託組織	青森	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	有
T	受託組織	青森	稲単作	大豆単作結合理型	複数年方式	有	有
U	受託組織	長野	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	有
V	地域営農組織	長野	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	有	有
W	地域営農組織	岡山	稲・麦2毛作	大豆・麦2毛作結合理型	1年方式	有	有
X	地域営農組織	青森	稲単作	大豆単作結合理型	複数年方式	有	無
Y	地域営農組織	富山	稲単作	大豆単作結合理型	1年方式	有	有
Z	地域営農組織	福井	稲単作	麦・大豆2年3作型	1年方式	有	有



転作受託の問題(2)

- 作物の生産性向上にとって最も合理的な対応を担い手が選択できない
- 団地化も、高額の助成金があるがゆえに成立している側面が強い
- 転作受託に関しては、すべて、あるいは大半の助成金が地権者に渡っている地域が多い
- そこでは水田の実勢地代や標準小作料を大きく上回る金額を地権者が受け取るため、農地賃借の進展を阻害

助成金の交付対象者

表3 生産調整対象水田における助成金の交付対象者

制 度	助成金の交付対象者
緊急生産調整推進対策等(平成11年以前)	対象水田において権原に基づいて転作を実施している者(水田の所有者、耕作権者など)
水田農業経営確立対策(平成12年～15年)	同上。又は、農林水産省農産園芸局長が別に定める要件を満たして全作業受託等により一般作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者
水田農業構造改革対策(平16年開始)	(ガイドライン) イ 配慮事項 (イ) 助成金の受取者 全作業委託等、土地所有者が実質的な農作業を行っていない場合には、助成金を交付する際の受取者は原則として実際の農作業従事者とすることが望ましい (ガイドラインの細部運用) イの(イ)の「原則として」とは、円滑な米の生産調整の実施や担い手の経営を支援する観点から、土地所有者等、実際の農作業従事者以外の者を受取者とする必要がある場合をいう

転作受託において地権者に多額の助成金が渡る

表4 転作受託における助成金の配分とその変化

地域		A市	B市	C町	
水田農業経営 確立対策(平成 12~15 年度)	交付対象者	地権者	地権者	地権者	
	助成額	地権者	とも補填23,000円+経営確立助成5,000円 =28,000円	とも補填23,000円+経営確立助成50,000円(高度利用1年1作型)-25,000円(耕作者へ)=48,000円	とも補填+経営確立助成+超過越分合計127,280円-耕作者への委託料40,940円 =86,340円
		耕作者	35,000円(高度利用加算なしの場合)	25,000円(作業料)	40,940円(委託料)
水田農業構造 改革対策(平成 16年度~)	交付対象者	耕作者	耕作者	耕作者	
	助成額	地権者	基本部分 7,000円+協力金3,000円=10,000円	地権者と耕作者の相対での話し合いに委ねる 事例: 耕作者は25,000円を受け取り、残りを地代として地権者に払う	65,020円(地代として耕作者が支払い)
		耕作者	30,000円(但し、面積要件満たす場合)		30,630円(助成金から地権者への支払い額を差し引いた残余)



担い手育成を重視する岩手県A市の 地域ビジョン

A市の概況

- 北上川下流域の水田地帯に位置
- 兼業化や高齢化とともに農地の貸付けや作業委託を希望する者も多い
- 稲作はこの地域の基幹産業
- 水田作部門を中心とする専門的経営も多数存在

担い 手加 算部 分	33千円 土地利用集積の場合	6千円 その他	23千円 土地利用集積の場合	6千円 その他	6千円 圃場整備地区	
基 本 部 分	7千円	7千円	7千円	7千円	3千円	1千円
作物名	・麦 ・大豆	・飼料作物 (畜産農家の利用 計画に位置づけら れたもの) ・そば (ブロックローテー ション)	・地力増進作 物	重点作物 ・小菊 ・アスパラガス ・里芋 ・キャベツ ・ねぎ ・ピーマン (推進作物)	・その他一般作 物(花卉類) ・特例作物 (野菜等) ・永年性作物	・景観形成作物 ・調整水田 ・自己保全管理 ・土地改良通年 施行

※土地利用集積の条件

- 農業者： 全主要作業の4ha以上、うち作業受託1ha以上
飼料作物のみの場合、全主要作業1.5ha以上、うち作業受託0.5ha以上
- 生産組織： 全主要作業の4ha以上、うち構成員以外からの作業受託2ha以上

図2 A市の地域水田農業ビジョンにおける産地作り推進交付金の活用方法



A市の産地作り交付金の活用方法の特徴

- 担い手は、水田面積でなく耕作規模で設定
- 転作受託に関する助成金の配分について、地域の取り決めとして、2階部分の助成額33,000円／10aのうち、耕作者は30,000円、地権者には「協力金」として3,000円交付
 - 転作を委託した場合の地権者の受取額は10,000／10aと地域の水田小作料を下回る
- 担い手加算の要件の中に団地化という項目は入れていない。面積要件のみ
 - 「団地化加算という方式では耕作面積の小さい農業者でも助成金を得ることになり、担い手への集積をむしろ抑えてしまう」と認識



米政策改革の目指す水田農業の構造改革

- 平成22年度までに、農業構造の展望として主たる従事者が、他産業従事者と同等の年間労働時間で、彼らと遜色ない生涯所得を得る経営が農業生産の相当部分を担う

しかし

- 一定規模以上の認定農業者や集落型経営体の育成のみをもって構造展望ととらえていいか
- 集落営農の発展方向をどう考えるか、あるいは土地利用調整組織と担い手との連携などをどう評価するか



担い手対策の受け皿作りに向けた富山県 B市の地域ビジョン

B市の概況


- 労働市場が広く展開する安定在宅兼業地帯
- 個別の大規模経営や地域を活動単位とする特定農業法人とともに、任意の集落営農組織が数多く設立

B市における担い手の育成計画

組織等の形態・規模	ステップ1	ステップ2
協業組織	法人化への誘導及び経営面積の拡大	法人化(認定農業者)の実行
共同利用組織	協業組織への誘導及び経営面積の拡大	市・町基本想定に定められた所得水準の確保
中核農家	認定農業者への誘導及び経営面積の拡大	認定農業者の認定

組織等の形態・規模		現状(平成14年)		ステップ1	ステップ2	
		組織等数	担い手要件	目標(平成16~18年) 誘導	目標(平成20年) 組織等数 担い手要件	
協業組織	認定農業者(法人・20ha以上)	8	達成	育成	50	達成
	認定農業者(法人・20ha以下)	2	×			
	法人組織(20ha以上)	2	(条件付き達成)			
	任意組織(20ha以上)	14	(条件付き達成)			
	任意組織(20ha以下)	6	×			
	認定農業者(法人・20ha以上)		新規			40
	小計	32			90	90
共同利用組織	認定農業者(法人・20ha以上)	3	×			
	任意組織(20ha以上)	8	×			
	任意組織(20ha以下)	7	×			
	小計	18			0	
中核農家	認定農業者(4ha以上)	20	達成		37	達成
	認定農業者(4ha以下)	2	×			
	その他(4ha以上)	15	×			
	小計	37	20		37	37
合計		87	44		127	37

ステップ1 → ステップ2 →

- 
- 米政策改革に合わせて昨年度のうちに新たに6つの集落営農組織を設立
 - 集落単位に活動する共同利用組織に対して農用地利用改善団体に向けた同意を得るとともに、法人化計画等を策定し、特定農業団体と認定されることで担い手経営安定対策の要件を満たす
 - 市内の大半の農業者が担い手経営安定対策の対象
 - 国の施策の対象となり得るよう地域農業にその受け皿を作っておく必要があるという観点からの働きかけで進展



集落型経営体育成に向けた取り組み の評価

- 政府が集落型経営体という形式で担い手とみなす経営の姿と、現実の集落営農の組織体としての基本的性格には乖離が存在
- B市の担当者は、農用地の利用協定や収支の一元化は集落営農展開の観点から望ましいと考えているが、その法人化や、特に、主たる従事者が他産業従事者並の所得を得るという点には疑問を持つ
- 専業経営とは別に、水田を良好に管理しながら地域社会の共同性を維持していく手段として集落営農は行なわれてきた



集落型経営体への政策的誘導の問題点

- 地域で平均的な20～30haという水田規模で主たる従事者が他産業並の所得を得るとすれば、実際上は、その者が集落の農地を全て貸り受ける状況を想定することと変わらない
- 所得要件、達成期間の縛りは、営農現場に混乱をもたらす
- 担い手経営安定対策では認定農業者及び集落型経営体それぞれに面積要件を課しているため、要件確保に当たって集落内の農地の奪い合いが発生
- 米政策改革は、予算上の対象者の限定に拘るあまり、個別経営と地域組織との重層的な連携という方式での地域農業の姿を考慮し得なかった



生産調整不参加者増加の可能性

- 生産調整への行政機関からの働きかけの弱まり
- 地域達成要件等による参加誘導の廃止
- 水田農業経営確立対策での助成額と比べた産地作り推進交付金の減額
- 2003年は不作のため米価が高騰

などは、生産調整への不参加者を増大させ、それに伴い米の供給量が増加し、今後、米価下落がさらに進行することが予想される



市町村間における産地作り交付金の交付水準格差

表5 水田面積と産地作り推進交付金の水準

地域	A市	B市	C町
水田面積(ha)	7,411	3,597	1,786
国からの助成金(万円)	56,478	31,493	6,047
水田10a当たり助成額(万円)	0.76	0.88	0.34
生産調整実施面積10a当たり助成額(万円)	2.33	2.95	1.04

関東南部地域の水田農業ビジョンの現状

図4 C町の地域水田農業ビジョンにおける産地作り推進交付金の活用方法

(表1) 10a当たりの作物別助成金

産地づくり推進交付金充当	一般作物				調整水田	特例作物		休耕		転作カウント		
	麦・大豆・飼料作物		緑肥・地方増進作物			野菜等・レンコン・永年性作物(果樹等)(平成13年～16年作付)		(平成14年～16年)		果樹作付(平成12年以前)休耕(平成13年以前)		
町単独助成金の内訳	配分面積	配分以上	配分面積	配分以上	配分面積	配分以上	配分面積	配分以上	配分面積	配分以上	配分面積	配分以上
町助成金	20,000	20,000	10,000	10,000	20,000	20,000	15,000	15,000	10,000	10,000	5,000	5,000
転作実施面積												
配分以上の実績面積		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000
互助代行料		25,000		25,000		25,000		25,000		25,000		25,000
生産調整町助成金計	20,000	55,000	10,000	45,000	20,000	55,000	15,000	50,000	10,000	45,000	5,000	40,000

(表2) 10a当たりの作物別助成金

産地づくり推進交付金充当	麦・大豆・飼料作物	野菜・果樹・花卉等	地力増進稲	※(表1)の他に、要件を満たすことにより(表2)の助成金が加算 ※加工用米は、町から一俵当たり2,000円を助成 ※助成金のすべては、転作等生産調整達成者に助成 ※麦・大豆・地力増進作物の転作水田への種子は無償配布 ※生産調整達成者には、近代化資金の利子補償金を金額補償担い手組織への助成			
町助成金	30,000						
※団地化奨励補助							
※出荷奨励補助		25,000					
※青刈り奨励補助			5,000	生産組織育成補助	組織形態	円/1組織	
					転作に意欲のある6名以上の生産組織	6万円	
					転作に意欲のある3～5名の生産組織	3万円	



生産調整への不参加者が多い理由

- 系統集荷率が低く、計画外流通米への出荷や直接販売により計画流通米以上の価格で販売できた
- 兼業で水稻のみ1～3haと比較的まとまった面積を作付けている経営が多く、稲作のみであれば自経営内で耕作できる機械や労働力がある
- 地域的なまとまりや強制力が弱い
- 集落座談会への参加者はほとんどなく、地域としてのビジョンは構築し得ない
- 生産調整の実施計画は未提出となり、潜在的に多くの供給が行われる可能性が高い



水田作経営の収益性の現状と動向

表6 大規模水田作経営の収益性の現状と動向

(単位:人、a、万円)

規模階層	年次	家族専従者数	経営耕地面積	経営面積			収入総額	収入の内訳					農業所得	助成金を控除した農業所得	
				水稲作付面積	麦類作付面積	豆類作付面積		農産物販売金額	うち米販売代金	うち麦類販売金額	うち豆類販売金額	作業受託料収入			農業補助金・助成金
3 ~ 5 ha	1995年	0.8	462	371	10	6	781	704	580	5	1	30	14	332	317
	1996年	1.0	508	379	18	9	895	798	648	11	4	44	21	373	351
	1997年	0.8	500	382	20	11	836	722	576	11	4	50	26	339	313
	1998年	0.7	539	382	14	23	822	711	589	5	4	43	36	295	259
	1999年	0.8	533	383	21	21	819	703	561	10	5	43	40	302	262
	2000年	0.7	537	387	8	24	771	660	543	4	6	47	34	268	234
	2001年	0.6	570	384	29	34	847	693	562	11	10	77	50	311	262
5 ~ 10 ha	1995年	1.2	767	628	84	28	1,411	1,260	1,044	45	12	104	28	616	587
	1996年	1.3	839	625	133	57	1,556	1,394	1,091	77	22	87	45	716	671
	1997年	1.2	852	625	118	41	1,339	1,154	943	48	17	101	50	507	457
	1998年	1.4	969	651	191	105	1,459	1,236	968	58	34	89	83	536	453
	1999年	1.5	887	638	92	43	1,384	1,196	898	46	14	83	68	557	489
	2000年	1.3	887	650	93	50	1,387	1,189	935	48	17	83	78	578	500
	2001年	1.4	873	624	139	77	1,393	1,205	917	69	28	79	84	575	491
10 ha 以上	1995年	2.0	1,800	1,539	226	104	3,639	2,752	2,433	121	18	759	54	1,382	1,328
	1996年	2.3	1,815	1,451	174	55	3,610	2,855	2,603	135	7	628	128	1,373	1,246
	1997年	2.0	2,019	1,495	302	158	3,258	2,520	2,212	179	25	590	135	945	811
	1998年	1.5	1,959	1,399	237	194	3,447	2,657	2,276	69	57	523	205	1,275	1,070
	1999年	1.7	2,222	1,557	404	306	3,629	2,666	2,314	183	52	526	227	1,422	1,195
	2000年	1.4	2,093	1,529	318	194	3,496	2,746	2,311	153	53	429	308	1,329	1,021
	2001年	1.8	2,281	1,542	430	465	3,583	2,792	2,285	162	132	407	305	1,360	1,055

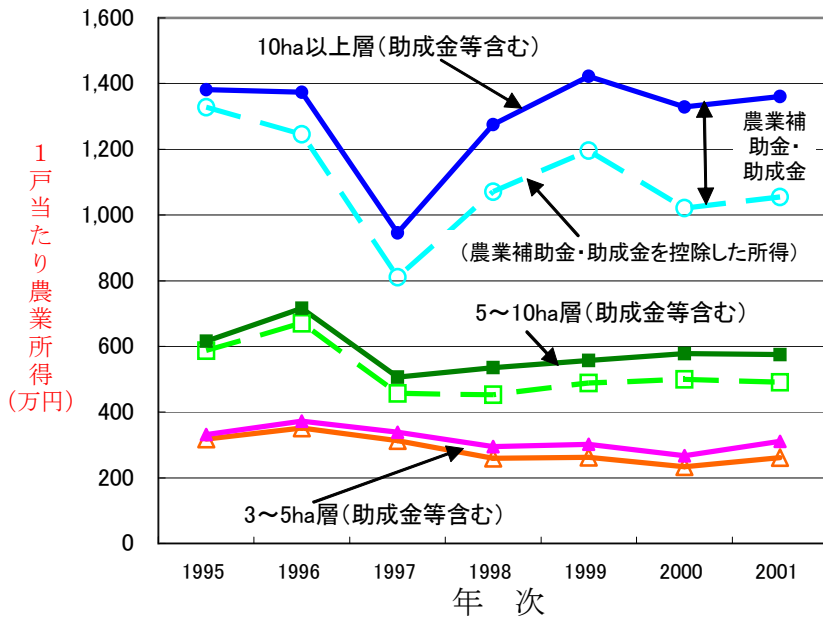


図5 農業所得の動向と助成金の効果

(注):表6のデータより作成。助成金無しの所得は、農業所得から農業補助金・助成金を控除した金額。なお、都府県のデータのみ示した。

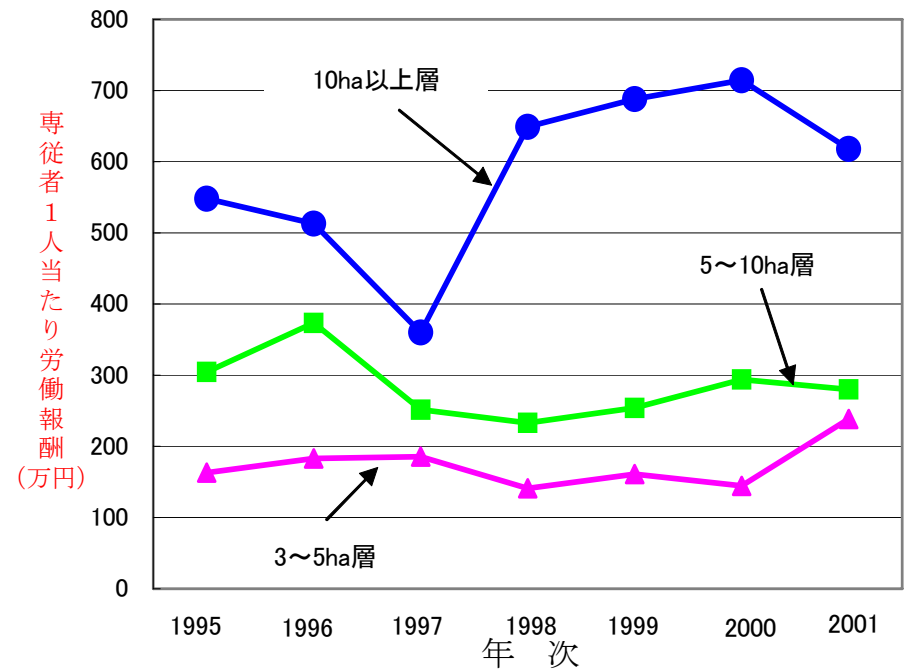


図6 労働報酬の現状と動向

表6 大規模水田作経営の収益性の現状と動向

(単位:人、a、万円)

規模階層	年次	家族専従者数	経営耕地面積	経営面積			収入総額	収入の内訳					農業所得	助成金を控除した農業所得	
				水稲作付面積	麦類作付面積	豆類作付面積		農産物販売金額	うち米販売代金	うち麦類販売金額	うち豆類販売金額	作業受託料収入			農業補助金・助成金
3 ~ 5 ha	1995年	0.8	462	371	10	6	781	704	580	5	1	30	14	332	317
	1996年	1.0	508	379	18	9	895	798	648	11	4	44	21	373	351
	1997年	0.8	500	382	20	11	836	722	576	11	4	50	26	339	313
	1998年	0.7	539	382	14	23	822	711	589	5	4	43	36	295	259
	1999年	0.8	533	383	21	21	819	703	561	10	5	43	40	302	262
	2000年	0.7	537	387	8	24	771	660	543	4	6	47	34	268	234
	2001年	0.6	570	384	29	34	847	693	562	11	10	77	50	311	262
5 ~ 10 ha	1995年	1.2	767	628	84	28	1,411	1,260	1,044	45	12	104	28	616	587
	1996年	1.3	839	625	133	57	1,556	1,394	1,091	77	22	87	45	716	671
	1997年	1.2	852	625	118	41	1,339	1,154	943	48	17	101	50	507	457
	1998年	1.4	969	651	191	105	1,459	1,236	968	58	34	89	83	536	453
	1999年	1.5	887	638	92	43	1,384	1,196	898	46	14	83	68	557	489
	2000年	1.3	887	650	93	50	1,387	1,189	935	48	17	83	78	578	500
	2001年	1.4	873	624	139	77	1,393	1,205	917	69	28	79	84	575	491
10 ha 以上	1995年	2.0	1,800	1,539	226	104	3,639	2,752	2,433	121	18	759	54	1,382	1,328
	1996年	2.3	1,815	1,451	174	55	3,610	2,855	2,603	135	7	628	128	1,373	1,246
	1997年	2.0	2,019	1,495	302	158	3,258	2,520	2,212	179	25	590	135	945	811
	1998年	1.5	1,959	1,399	237	194	3,447	2,657	2,276	69	57	523	205	1,275	1,070
	1999年	1.7	2,222	1,557	404	306	3,629	2,666	2,314	183	52	526	227	1,422	1,195
	2000年	1.4	2,093	1,529	318	194	3,496	2,746	2,311	153	53	429	308	1,329	1,021
	2001年	1.8	2,281	1,542	430	465	3,583	2,792	2,285	162	132	407	305	1,360	1,055

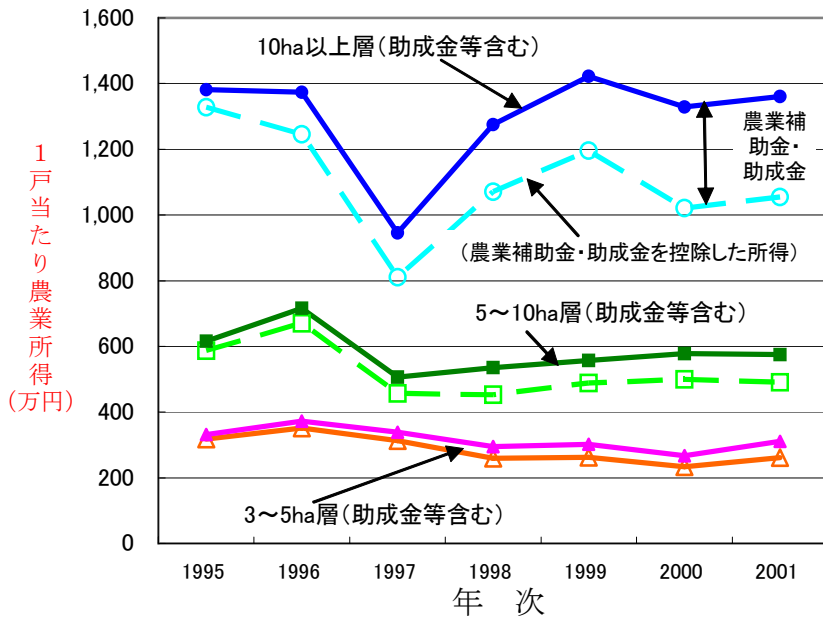


図5 農業所得の動向と助成金の効果

(注):表6のデータより作成。助成金無しの所得は、農業所得から農業補助金・助成金を控除した金額。なお、都府県のデータのみ示した。

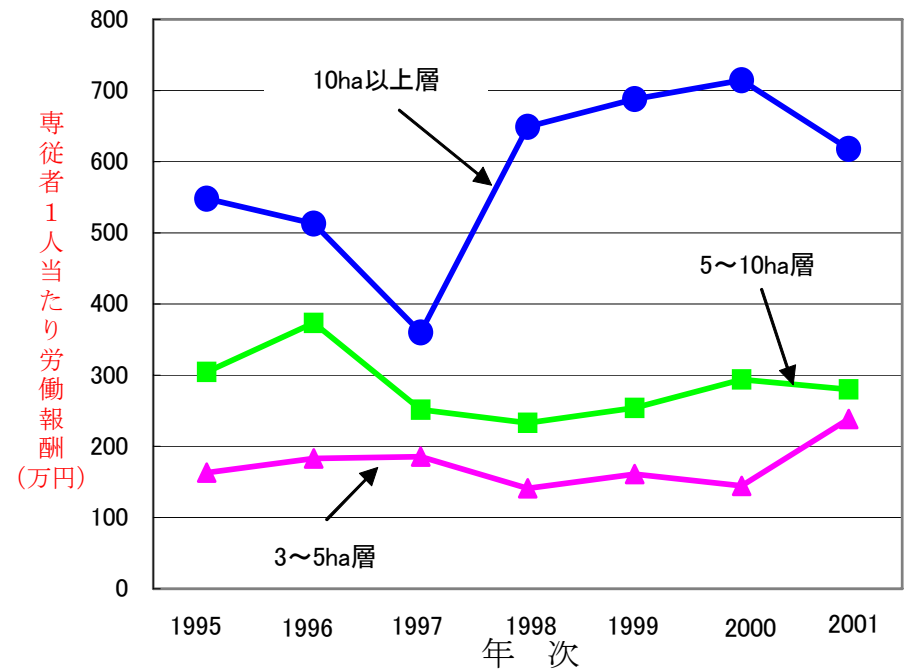
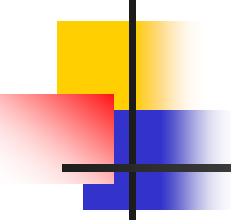


図6 労働報酬の現状と動向

- 
- 専従者が他産業従事者並みの所得を得られる状態を確保していくためには、3～10ha層の経営展開を支援することがまず重要
 - それを農地の利用集積という方式で実現するならば、都府県では、水稲作付10ha以上層(平均の経営面積20ha、水稲作付面積15ha)への展開という、かなり大面積の流動化が求められる



米政策改革における経営安定対策の効果

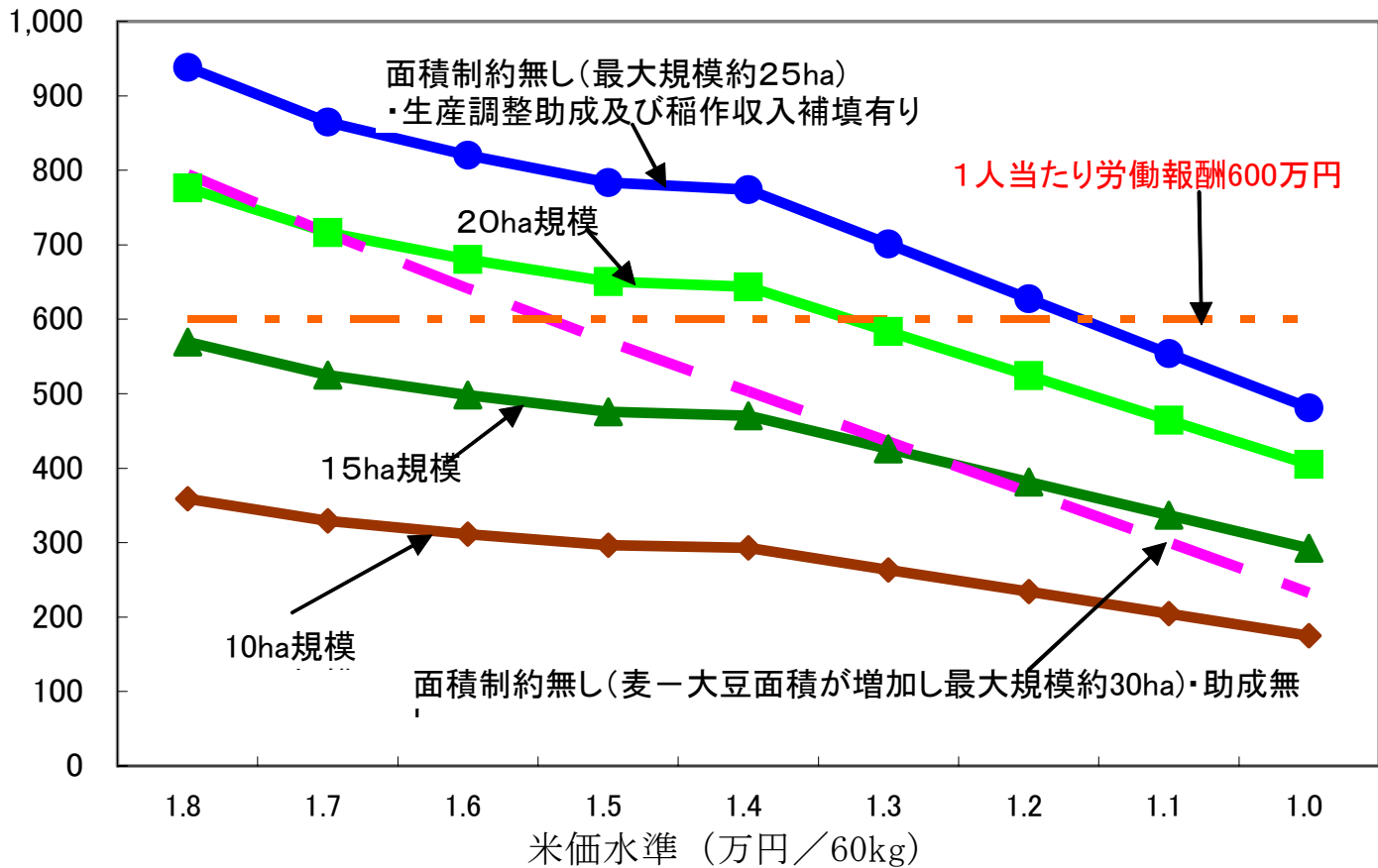
- 米政策改革では、米価下落に対する対策として稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策を創設
- それら施策の限界
 - 補填は翌年度であるから、減収年の所得補填にはならない
 - 価格が下落傾向にある時の所得の下支え効果はない
 - 補填は基金の範囲内にとどまるため、実際上は限られたものとならざるを得ない


表7 米政策改革及び従来の稲作経営安定対策下での稲作収入の補填状況

米価 (円/ 60kg)	10a当たり 稲作収入 (米価×単 収。生産調 整に不参加 の場合に該 当)	米政策改革(稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安 定対策)					稲作経営安定対策(米政策改革 前)		
		稲作所得基 盤確保対策 10a当たり 換算実補填 額(円)	担い手経 営安定対 策実補填 額(円 /10a)	補填後の 10a当たり 稲作収入 (円/10a)	生産調整 参加メリッ ト(担い手 の場合) (円/10a)	生産調整 参加メリッ ト(担い手 以外)(円 /10a)	補填後の 価格 (円/ 60kg)	補填後の 10a当たり 稲作収入 (円/10a)	制度(生産 調整参加) メリット(円 /10a)
20,000	171,000	-3,640	-1,400	164,460	-6,540	-3,740	20,000	167,920	-3,080
19,000	162,450	-3,640	-1,400	155,910	-6,540	-3,740	19,000	159,370	-3,080
18,000	153,900	-3,640	-1,400	147,360	-6,540	-3,740	18,000	150,820	-3,080
17,000	145,350	-3,640	-1,400	138,810	-6,540	-3,740	17,000	142,270	-3,080
16,000	136,800	-285	-1,400	133,615	-3,185	-385	16,148	134,985	-1,815
15,000	128,250	3,990	-1,400	129,340	1,090	3,890	15,948	133,275	5,025
14,000	119,700	5,844	4,232	128,276	8,576	5,744	15,280	127,564	7,864
13,000	111,150	5,844	4,232	119,726	8,576	5,744	14,280	119,014	7,864
12,000	102,600	5,844	4,232	111,176	8,576	5,744	13,280	110,464	7,864
11,000	94,050	5,844	4,232	102,626	8,576	5,744	12,280	101,914	7,864
10,000	85,500	5,844	4,232	94,076	8,576	5,744	11,280	93,364	7,864
米価	水稻作付規 模	稲作所得基 盤確保対策 実補填総額 (万円)	担い手経営 安定対策実 補填総額 (万円)	補填後の稲 作収入総額 (万円)	生産調整参 加メリット 総額(担い手 (万円)	生産調整参 加メリット 総額(担い手 以外)(万 円)	補填後稲作 収入に占め る生産調整 参加メリッ ト(担い手) の割合(%)	補填後の稲 作収入総額 (万円)	生産調整参 加メリット 総額(万円)
14,000円 /60kg以 下を想定	3ha	18	13	282	26	17	9	280	24
	5ha	29	21	470	43	29	9	467	39
	10ha	58	42	941	86	57	9	934	79
	15ha	88	63	1,411	129	86	9	1,400	118

米価下落の水田作経営への影響

専従者1人当たり労働報酬
(万円)



- 
- 現段階での生産力水準のもとで最大可能と思われる条件

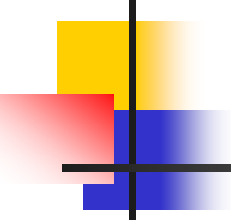
専従労働力2名

1戸当たり水田面積約25～30ha

1人当たり稲・麦・大豆述べ作付面積16～22ha

本文図7の脚注に示す生産性(低コスト・省力)

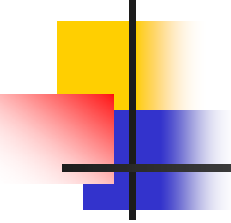
の下でも、米価水準の低下、あるいは助成金の削減が生じると、収益性は大きく低下し、1人当たり労働報酬が600万円を下回るという事態が生じる


- 
-
- 効率的経営モデルを想定したとしても、なお、他産業従事者の並みの労働報酬を得るには、一定の政策的支援が必要
 - 10ha未満層の所得水準を向上させるだけの農地流動化の可能性やそのための対策、さらに、目標とする具体的な経営像を描いた上でのその政策的助成のあり方に関する実証的な検討が求められる



水田農業構造改革の条件

- 転作受託という形式での担い手への耕作の集中はすでにかなり進展
- それを実質的な構造改革へと結びつけることが重要
- 転作受託の助成金を耕作者に配分されるものへと転換していくことが必要
- 転作受託であっても担い手が生産力向上をねらいとする生産計画が遂行できるよう土地利用に関する合意形成を図っていくことが求められる

- 
-
- 米価下落伴う担い手への影響を回避するためにも、実質的な経営安定対策の構築が必要
 - また、担い手へのかなり早いテンポでの農地集積と、経営安定対策による所得補填とを同時に行っていないと、施策として目指す「効率的安定的経営体」は成立し得ない

- 
- 地域の状況に応じた構造改革が追求される必要がある
 - B市の動きは、地域資源管理等に係る活動に対する施策や助成の内容が明確にならない中での先駆的な地域戦略であり、換言すれば、それら施策の方向や具体的支援策が提示されていないことがB市のような対応を誘発している
 - 今後は、経営安定化への助成と、これまでの集落営農が果たしてきた機能等への支援や、農用地利用協定の締結、農地の利用権の一括設定など、構造改革に有効な政策メニューを同時に複数提示していくとともに、地域の状況に応じてそれらが選択可能となるようにしていくことが重要



経営安定化に向けた今後の課題

- 経営安定対策に係る所得補填をどのような方式で実施するか
- 生産物の市場評価が生産者に確実に伝わり、その上で、経営としての所得補填がなされるシステムであることが望ましい
- 政策的支援による経営安定化と市場志向的経営対応を両立させるにはどのような方策が適切であるかの検討が必要